

保険医療機関
保険薬局
指定訪問看護事業者 } 各位

滋賀県健康医療福祉部長
(公 印 省 略)

令和 3 年度からの被用者保険にかかる福祉医療費の請求事務等について

平素は、福祉医療行政の円滑な推進について、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 3 年 4 月から被用者保険にかかる福祉医療費の審査支払事務の委託先を滋賀県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)から社会保険診療報酬支払基金滋賀支部(以下「支払基金」という。)に変更いたします(国民健康保険分、後期高齢者医療制度分については今までどおり国保連に委託します。)

これにより福祉医療費にかかる連名簿は廃止し、福祉併用レセプトによる請求に統一いたします。その他、請求事務等の変更は下記のとおりです。ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1 福祉医療費の請求先および請求方法

| | 令和 3 年 4 月請求まで | 令和 3 年 5 月請求から (月遅れ分、返戻分を含む) |
|--------------------------|-----------------|---------------------------------|
| 国民健康保険分、後期高齢者医療制度分の福祉医療費 | 国保連 福祉併用レセプト | 国保連 (変更なし) 福祉併用レセプト |
| 被用者保険分の福祉医療費 (社保等) | 国保連 連名簿 | 支払基金 福祉併用レセプト |

令和 3 年 5 月請求からは、被用者保険分は、支払基金へ福祉併用レセプトで請求してください。

※ 返戻分の福祉医療費の請求も、5 月請求分以降は支払基金へ福祉併用レセプトで請求願います。二重請求を防止するため、既に提出いただいた保険単独レセプト、連名簿の取下げが必要となります(別添イメージ図)。

2 請求事務費についての変更

令和3年5月請求（4月診療）分から被用者保険分の連名簿が廃止され、福祉併用レセプトに統一されることから、以下のとおりとします。

- ① 令和4年5月請求分から請求事務費を廃止します。
- ② 経過措置として、令和3年5月請求分から請求事務費を現行の1件50円から1件25円とします。事務手続きの関係上、被用者保険分は支払が1ヵ月遅れることとなります。

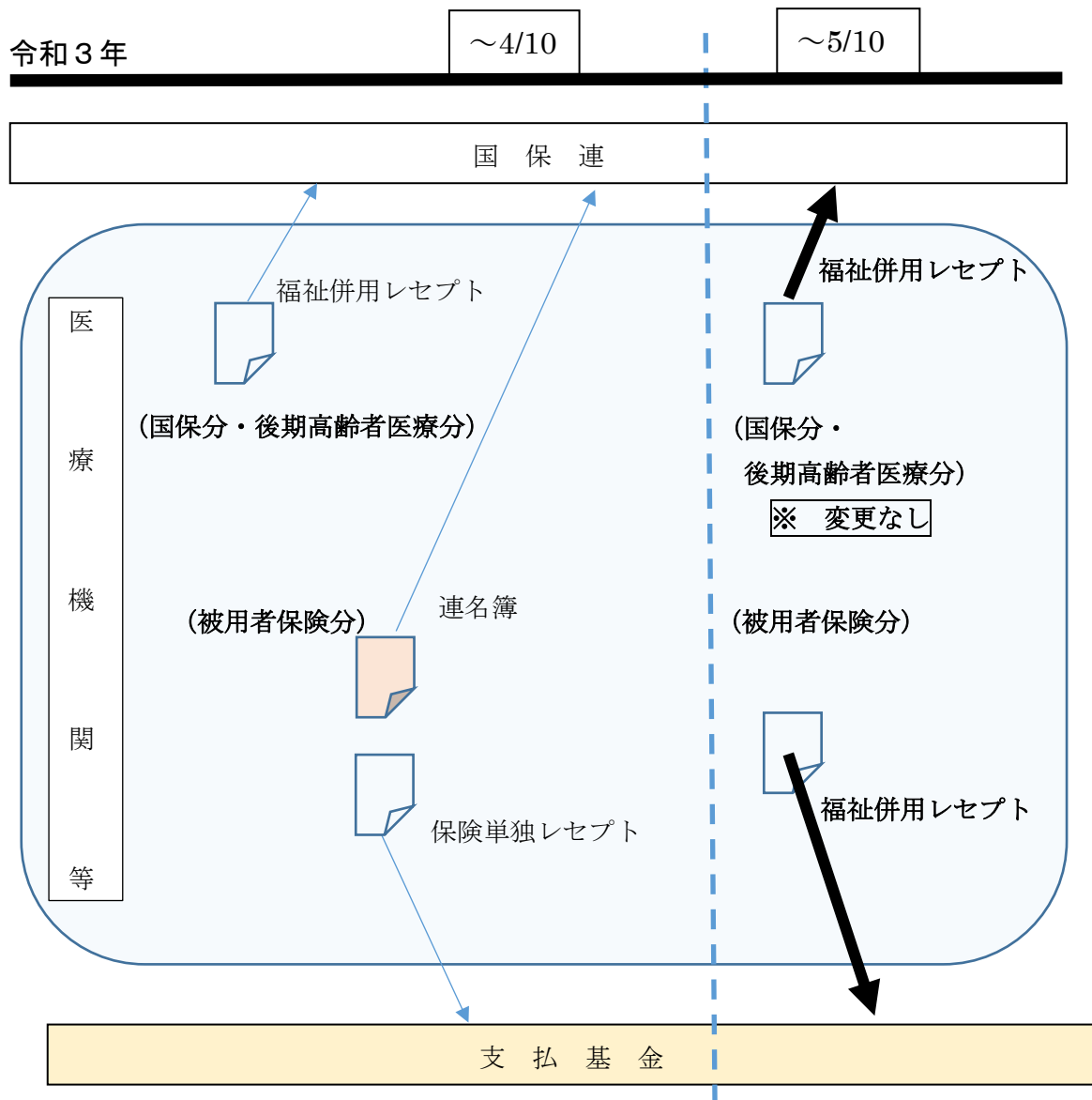
| | 国保・後期分 | 被用者保険分 |
|--------------------------------------|------------|---|
| 令和3年4月請求分 | 50円/件 5月支払 | 50円/件 5月支払 |
| 令和3年5月請求分 | 25円/件 6月支払 | 25円/件  7月支払 |
| 令和3年6月請求分 | 25円/件 7月支払 | 25円/件  8月支払 |
| //////////////////////////////////// | | |
| 令和4年3月請求分 | 25円/件 4月支払 | 25円/件  5月支払 |
| 令和4年4月請求分 | 25円/件 5月支払 | 25円/件  6月支払 |
| 令和4年5月請求分 | 請求事務費廃止 | 請求事務費廃止 |

滋賀県健康医療福祉部医療保険課
医療保険管理係 谷
077-528-3571
ee0001@pref.shiga.lg.jp

(別添イメージ図)

(令和3年被用者保険にかかる福祉医療費請求イメージ)

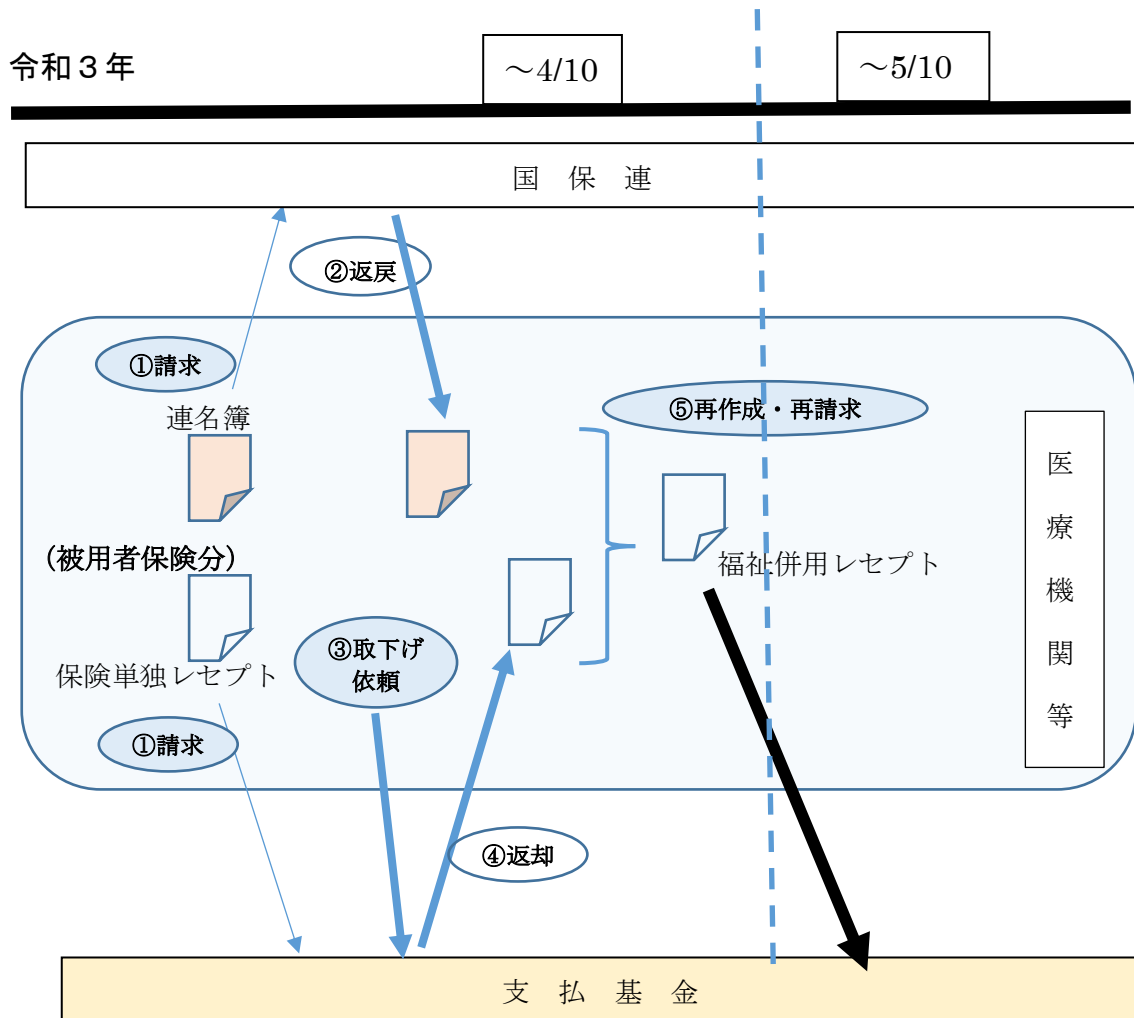
(1) 一般的な請求(月遅れ分を含む)



- 4月請求までの福祉医療費請求は、これまでどおりの請求。
- 5月請求からの福祉医療費請求は、国保・後期高齢者医療分は国保連、被用者保険分は支払基金へ福祉併用レセプトで請求。
- 4月以前に請求して返戻された請求を5月以降に再度請求する場合は、国保・後期高齢者医療分は国保連、被用者保険分は保険単独レセプト、連名簿を取下げて、支払基金へ福祉併用レセプトで請求。 → (2)

(2) 返戻分（返戻、再請求が5月請求期日をまたぐ場合の取扱い）

① 福祉医療費請求に返戻がある場合（被用者保険）

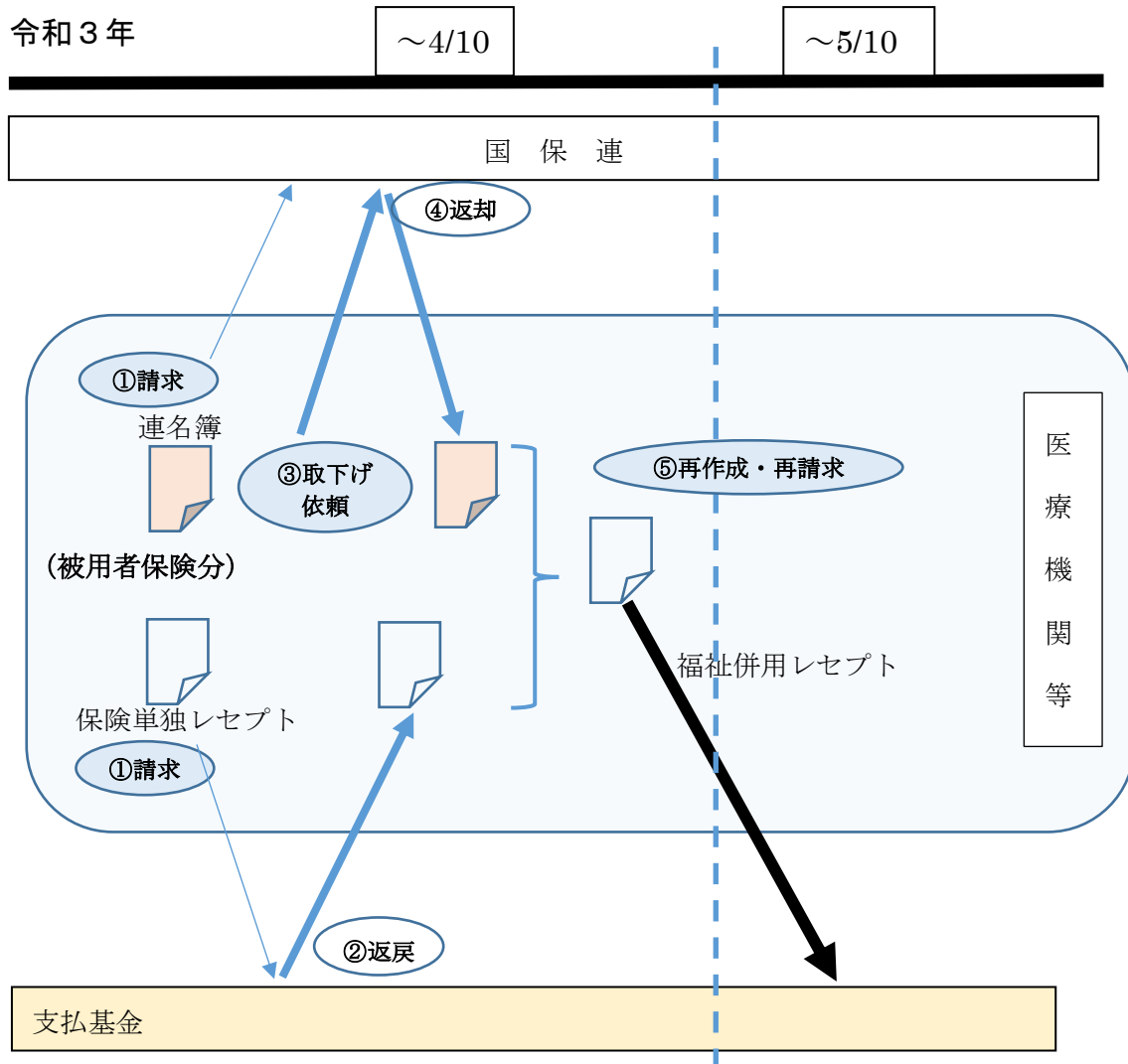


国保連から被用者保険分の福祉医療費の請求が、5月請求期日までに返戻され、5月請求期日以降に再請求する場合は、医療機関等は支払基金へ提出している本体の保険単独レセプトの返却を依頼し、福祉併用レセプトに作成しなおし、支払基金に再請求をお願いします。

〔返戻元（国保連）と再請求先（支払基金）が異なることとなります。〕

| 移行期の返戻の取扱い | |
|-------------|----------|
| 医療機関等 | 審査機関 |
| ① 請求 | ② 連名簿返戻 |
| ③ レセプト取下げ依頼 | ④ レセプト返却 |
| ⑤ 再作成再請求 | |

② 保険単独レセプト本体に返戻がある場合（被用者保険）



支払基金から被用者保険の返戻が5月請求期日までにあり、その請求が福祉医療費の請求を伴っており、5月請求期日以降に再請求する場合は、医療機関等は国保連へ請求している連名簿の取下げを依頼し、福祉併用レセプトに作成しなおし、支払基金に再請求をお願いします。（連名簿の取下げがなされない場合、二重払いとなる可能性があります。後日、返還を求められます。）

〔連名簿不要、福祉併用レセプトで提出〕

| 移行期の返戻の取扱い | |
|------------|----------|
| 医療機関等 | 審査機関 |
| ① 請求 | ② レセプト返戻 |
| ③ 連名簿取下げ依頼 | ④ 連名簿返却 |
| ⑤ 再作成再請求 | |